

「おいしい未来へ やまなし」情報発信業務委託仕様書

1 委託業務名

「おいしい未来へ やまなし」情報発信業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日までとする。

3 業務目的

山梨県では、恵まれた環境と生産者の卓越した技術によって、高品質な農畜水産物が生産されているだけでなく、脱炭素社会の実現に貢献する4パーミル・イニシアチブや家畜の快適性に配慮するアニマルウェルフェア等、本県ならではの先進的な取り組みが実践されている。県産農畜水産物の魅力や価値を消費者等に知ってもらうため、「おいしい未来へ やまなし」をキャッチフレーズに、6つの未来をストーリー化して情報発信している。

本業務は、多様な価値観を持つ消費者等の共感を得られるような県産農畜水産物と食体験情報をウェブ上で発信し、「おいしい未来へ やまなし」のブランド力と認知度の向上を図ることを目的とする。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる事項について山梨県と協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書又は仕様書に追記する。

(1) ウェブ雑誌等を通じた情報発信

① 受託事業者は、県産農畜水産物等のほか、本県農畜水産業の特徴ある取り組み、県産農畜水産物等を通じた上質な食体験等について、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得た上で、情報収集、取材、写真や動画の撮影等を行い、県産農畜水産物等の魅力が伝わる記事を作成し、デジタルコンテンツ（以下「記事」という。）として、3回以上配信すること。

② 記事は次に掲げる（ア）から（ウ）までの3つのテーマを取り上げた記事を、それぞれ1回以上配信すること。ただし、取り上げるテーマ、時期は変更する場合がある。

（ア）ハイクオリティな県産果実（もも・ぶどう）

想定する掲載時期：7月～9月

(イ) 富士の介

想定する掲載時期：7月～9月

(ウ) やまなしジビエ

想定する掲載時期：10月～12月

- ③ 記事には、「おいしい未来へ やまなし」を紹介する文章とともに、「おいしい未来へ やまなし」特設ホームページ (<https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/>) へのリンクを掲載すること。
- ④ 各記事のテーマに合ったターゲット層を設定した上で、記事配信効果が十分見込まれるデジタル媒体（以下「掲載媒体」という。）を選定して、山梨県との協議の上で掲載媒体を決定すること。ただし、各回の掲載媒体が同一であるか否かは問わないものとする。
- ⑤ 受託事業者は、掲載媒体の管理者に対する記事の入稿や校了まで山梨県と十分に協議・調整すること。
- ⑥ 受託事業者は、掲載媒体の管理者との調整、記事の入稿、掲載費用の支払い等、記事掲載に必要な業務を行うこと。
- ⑦ 記事掲載にかかる費用は、委託料に含めるものとし、掲載媒体の管理者又は掲載媒体の管理者が指定する者に支払うこと。
- ⑧ 契約締結後、速やかに委託業務実施に係る計画書（掲載媒体やスケジュール等の案）を提出し、山梨県と協議すること。

(2) 成果の検証

記事の閲覧数 (PV) の目標を設定し (KPI)、実績値を業務完了報告書にとりまとめ、山梨県に提出すること。なお、委託業務期間中であっても、県の求めに応じて実績値を報告すること。

(3) 納品等

- ① 各記事の公開に合わせて、「おいしい未来へ やまなし」特設ホームページ内に、記事へアクセスするためのリンクを掲載することができるよう、掲載媒体の管理者と調整の上、リンク掲載に使用する画像を山梨県の指定するサイズで提供すること。
- ② 取材により撮影・収集した写真や動画等の電子データを、USB メモリ等で納品すること。

5 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告等

委託業務が完了したときは、記事掲載先、掲載時期及び期間、4 (2) に掲げる事項等を業務完了報告書にとりまとめ、委託契約書に基づき、山梨県に提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

- ① 本業務により受託事業者が制作した成果物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡する

ものとする。ただし、成果物の性質により山梨県に帰属させることができないときは、山梨県と受託事業者で協議する。

- ② 成果物に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ③ 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、『「おいしい未来へ やまなし」情報発信業務委託に係る企画提案公募要領』に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、業務目的を達成するために、より効果的な手法があるとき又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生したときは、本仕様書の内容について県と協議することができるものとする。

(3) 必要な資機材や撮影許可等について

委託業務に必要な資機材等は、受託事業者が用意すること。また、取材や撮影に当たり必要な法令等の許可申請や届出は、受託事業者が行うこと。

(4) 取材に係る費用について

交通費や宿泊費等の取材に要する経費は、委託料に含めるものとする。

(5) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、山梨県と協議し、決定するものとする。

(6) 紛争処理について

受託業務の遂行に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。